

令和7年度
(2025年度)

学校要覧



ドバイ日本人学校
DUBAI JAPANESE SCHOOL

<校章>



المدرسة اليابانية
بدبي

<校歌>

ドバイ日本人学校 校歌

作詞 木暮 浩明（ドバイ日本人学校 初代理事長）
作曲 星野 和雄（ドバイ日本人学校 初代校長）

- | | | |
|---|--------------------------------------|---------------------------------|
| 一 | アラビア湾の
潮なりの海と
我ら強く
明日の意志を | 我が学校
光がある
はばたきて
育てよう |
| 二 | 熱砂の中の
吹きすさぶ風と
我ら健やかに
明日の夢を | 我が学校
砂じんがある
のびのびと
育てよう |
| 三 | 鐘の音聞こえる
ミナレの響きと
我ら共に
明日の知恵を | 我が学校
夕日がある
学びあい
育てよう |

（昭和 55 年 9 月 1 日選定）

目 次

校章・校歌	2
学校の概要	4
学校の沿革	5
行事・特色ある教育活動.....	7
学校経営方針.....	8
教職員等一覧.....	10
校務分掌一覧.....	11
児童生徒数.....	12
校地・校舎.....	13
グランドデザイン.....	14
学年別授業週時数・年間授業時数.....	15
生活時程表.....	17
トバイ日本人学校 学校規則	18
学校運営理事会規則.....	22
学校運営理事会.....	26
歴代名誉理事・理事長・校長.....	26
愛唱歌.....	30

学 校 の 概 要

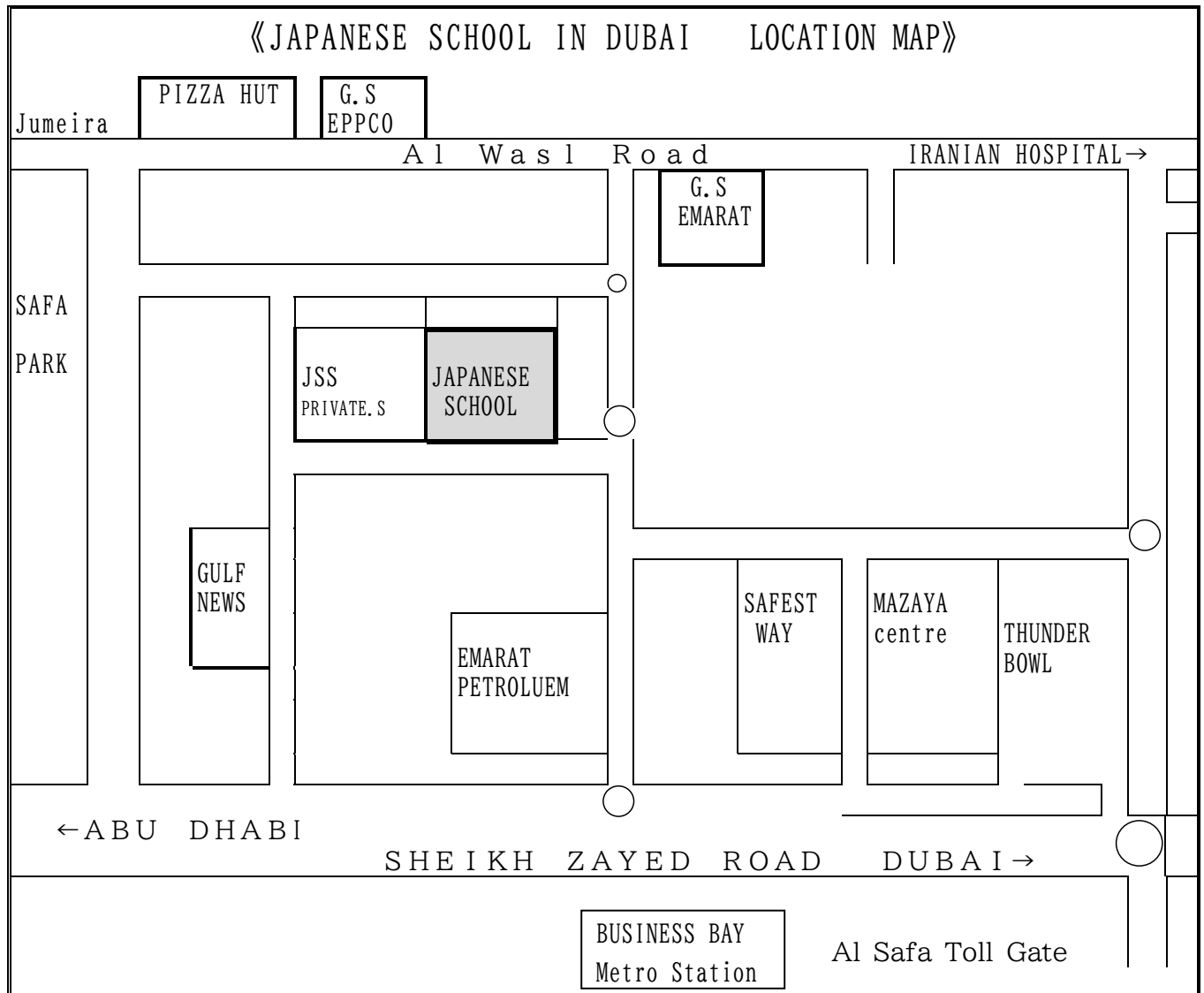
学 校 名 ドバイ日本人学校 DUBAI JAPANESE SCHOOL
 設 置 者 ドバイ及び北部UAE日本人会
 創立年月日 昭和55年(1980年)4月15日
 運営理事長 澁谷 博幸
 校 長 加藤 達子
 保護者の会会長 米川 昌弘

所 在 地 P.O.BOX 7149 , DUBAI , U.A.E
 T E L +971-4-3449119 E-mail info@japanese.sch.ae

必要経費

入学金	一人 2,700~2,800Dhs	入学(編入学)以降の授業料納入と同時納入
授業料	月額 2,700~2,800Dhs	年3期に分けて納入(教材費含む)
保護者の会費	年額 240Dhs	年3期に分けて納入(一家庭あたり)

※ スクールバス通学の場合は、別途スクールバス費用がかかります。



学校の沿革 History of Japanese School

昭和52(1977)年7月に、三井海洋開発の合併会社A・H・Iが、アジュマン首長国に企業立の日本語補習学校「モデック・アジュマン日本人学校」を設置しました。

翌年、昭和53(1978)年4月には、「企業立アジュマン日本人学校」として再発足し、さらにその翌年、昭和54(1979)年4月には、日本国外務省の認定を受けた「アジュマン補習学校」を併設しました。この補習学校の併設によって、ドバイ首長国、シャルジャ首長国に在留する日本人子女は、補習を受けることが可能になりました。しかし、通学距離が長い等多くの問題を抱えていました。

昭和54(1979)年は、石油による高収益により商業活動も盛んになって、北部地区在留人数は560名となり、義務教育学齢児は30名に達しました。そこで日本人会北部支部は、日本人学校設置準備委員会を組織し日本人学校設置案の検討を進めました。

設置作業が進められましたが、「アジュマン補習学校」の併設と時を同じくして、アブダビ日本人学校が開設されています。アブダビとの距離は、約170Km(約2時間)。通学可能と考えられました。そのため、この距離での、それも1国に2校の日本人学校設置の許可例はない、との当初の判断でした。

しかし、企業立日本人学校と併設された補習学校の実績と日本人学校設置準備委員会の努力によって、昭和54年(1979)末には、日本人学校設置許可の内示を得るに至りました。ドバイ首長国、シャルジャ首長国、そしてアジュマン首長国、3首長国からの通学で適切な位置という条件のもと、ドバイ首長国ハムリヤ地区が選定され、民家を借用して、昭和55(1980)年4月15日にドバイ日本人学校が開設されました。

1977年度	日本語補習学校「モデック・アジュマン日本人学校」設置(7月)
1979	日本人学校設置許可(5月)
1980	ドバイ日本人学校開設(4月)、第1回大運動会(1月)、小学部第1回卒業式(3月)
1981	中学部第1回卒業式(3月)
1982	第1回熱沙祭(11月)
1987	新校舎移転(12月)
1990	湾岸戦争のため休校(8～11月)
1993	文部省研究指定校「日本人学校におけるアラビア語教育について」(～2ヵ年)
1995	運動場散水用井戸完成
1999	テニスコート完成、車椅子体験学習開始
2000	国際教育・文化交流推進校に指定される、創立20周年記念音楽発表会、創立20周年記念式典、海外子女教育振興財団学校視察、文部省学校視察、グラウンド整備工事、外務省ワークショップ
2001	教室床タイル張替、玄関・中庭スロープ取付、カメラ付インターホン・電磁ロックゲート取付、スクールバス1台買替、校舎中央手洗い場完成、ブランコ2基に増設(16)

2002	体育館カーテン新調，倉庫コンテナ日本郵船より寄贈，壁塗替・床張替工事，文科省学校視察，グラウンド整備工事，アガニスタの子供たちへ文房具寄贈。スクールバス日本財団より援助（日産コースター）
2003	床張替工事，廊下壁・校舎屋外壁塗装工事，音楽室火災，文科省学校視察，プラズマテレビ寄贈－パナソニック，FIFAワールドユース日本代表チーム来校，自衛隊護衛艦「ひえい」乗員来校，グラウンド整備工事，卒業生記念植樹　ドイツの木－玄関
2004	日本音楽鑑賞会＜邦楽＞，警備員小屋新設・警備員配置，塗装工事・黒板新設・ひな壇修理，校内LAN運用開始，海外子女教育振興財団学校視察，巡回健康相談
2005	英会話教室壁塗装工事，群馬県議会来校，文科省学校訪問
2006	生徒用トイレ・職員室拡張工事，児童数増加による教室移動
2007	総理大臣夫人(安倍昭恵様)来校
2008	上川陽子少子化対策担当大臣来校，U-16サッカー日本代表来校，ラグビー日本代表来校，福田貴代子前総理大臣夫人来校
2009	インフルエンザ感染防止の為，熱沙祭保護者一般公開中止
2010	文科省視察，UAE大学及び教育関係者来校，創立30周年記念式典，水泳日本代表選手交流会
2011	KHDA インスペクション
2013	KHDA インスペクション，天皇誕生を祝う会(合唱部)，震災復興講演会(全学年)
2014	KHDA インスペクション，尺八演奏・講演会
2015	KHDA インスペクション，さかなくん講演会
2016	KHDA インスペクション，体育館改修，トイレ工事，サンシェード設置
2017	KHDA インスペクション，体育館倉庫増設（計2倉庫），安全対策工事
2018	KHDA インスペクション，サービス建屋(NB2)完成，安全対策工事
2019	KHDA インスペクション，塚本勝巳氏 講演会，山本 篤氏 講演会，防犯カメラ新品交換(屋外)，増設(屋内)，WiFi設備リニューアル，放送設備リニューアル，日本中庭ペインティング
2020	新型コロナウイルス(COVID-19)の世界的流行に伴い，Distance Learningを開始(Microsoft Teamsを使用)，創立40周年記念式典，中庭改修工事，各教室に大型テレビ設置工事
2021	シルクプロジェクト（シルクスカーフ等UAEオリンピック委員会へ贈呈（選手団入場で着衣） UAE結成50周年記念集会
2022	保護者の会（アウリア）結成，日本＝UAE国交50周年記念日本祭り出演
2023	KHDA インスペクション，若田光一氏 講演会
2024	KHDA長官 学校訪問
2025	開校45周年 東京フィルハーモニー交響楽団記念公演

ドバイ日本人学校の教育

学校スローガン「笑顔いっぱい 一人ひとりが かがやく学校」

《学校教育の理念》 自主自律・心身の健康・国際性

自ら考え、主体的に判断し行動できる力、他人を思いやる心や感動する心、たくましく活動する意欲、国際社会に貢献する志を培う。

《はぐくむ児童生徒》

高い意欲を持って、主体的に学ぶ児童生徒

試行錯誤しながら、挑戦し続ける児童生徒

自他の考えを認め合い、他者と協働して課題を解決する児童生徒



魅力ある行事 つながり合い、かかわり合い、みがき合いの中で育つドバイっこ

1 熱沙祭

創作活動(演劇)を通して、豊かな表現力を身につける。仲間との「かかわり合い」を通して、自分の良さや相手の良さに気付きながら自己肯定感を高め、より良いものを生み出す意欲を高める。

2 運動会

自分のからだを使い全力で競技する楽しさや、喜びを味わう。競技や応援を通して、互いに「みがき合う」姿勢を学び、仲間と切磋琢磨しながら自分の力を伸ばそうとする意欲を高める。



特色ある教育活動

○ミナレ学習

UAEの歴史や文化、産業、暮らしなどについて学ぶ。総合的な学習の時間(ミナレ)で、学年毎のテーマにしたがって年間を通して研究を行い、3学期には発表会を行う。

○英会話(EC)とアラビア語の学習

英会話(EC)については、各学年の実態に応じて週2時間程度、グレード別に3つに分けて実施。

アラビア語は、各学年を複数グループに分け、週4時間実施し、児童生徒のアラビア語に対する会話力やイスラム文化についても理解を深める学習を行う。



令和7年度 学校経営方針

1. 教育方針

「教育活動の基本は授業」と捉え、海外における日本人学校としての特性を活かした創意工夫あふれる教育活動を展開することにより、児童生徒の自己実現、社会に貢献する人材の育成を図る。併せて保護者・現地日本人社会の信頼に応え、安全で安心して学べる学校作りを推進する。

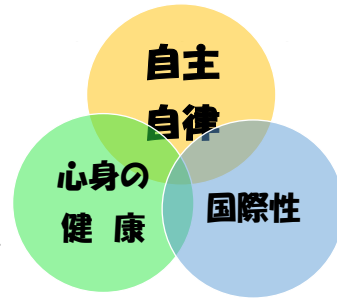
笑顔いっぱい 一人一人が かがやく学校

ドバイ日本人学校スローガン

2. 学校教育の理念

- ・自ら考え、主体的に判断できる力
- ・他人を思いやる心や感動する心
- ・たくましく活動する意欲、国際社会に貢献する志

を培う。



3. 学校が育む資質・能力

日本の学習指導要領を基本としたカリキュラムをもとに教育活動を展開しつつ以下の資質能力を育む。



- ・ 初等中等の一貫した教育（縦割り活動・徳育）
- ・ 多様な教育活動（効果的なICT活用）
- ・ 個に応じた学習指導
- ・ 「たくましい子」の育成「国際人」を目指す子の育成（世界に羽ばたき地球全体の幸福を考えようとする情緒）



言語力：コミュニケーション力・語学力

- ・ 各教科、EC, Arabic → 知識と理解、論理的思考、成就感や達成感、技能等を基礎
- ・ 自ら考えを深め、他者とコミュニケーションを行うため言語活用に必要能力を育成



探求力：問題解決力・情報活用力

- ・ 自らの興味関心をもとに、多面的に物事を吟味
- ・ 課題解決を行いながら本質を見極めようとする力

4. 今年度の重点的な取組

今年度は派遣教員の約半数が変わるタイミングであり、校舎建設が具体的に進むという一大変革の年である。旧校舎解体・新校舎建設の工期が迫る中、学校は児童生徒の健康や安全にこれまで以上に留意し、確実に教育活動を推進していかなければならない。当然、学習環境を初めとした様々な面でこれまでと同じような取組は難しくなることが予想され、教職員の創意工夫が必要とされる難しい一年になるだろう。

そんな中であるからこそ、ドバイ日本人学校は「日本の教育課程のもと、日本と同水準以上の教育活動を行う」という日本人学校としての責務を改めて理解し推進していく必要がある。

今年度は、教育活動の充実と学力保障、児童生徒の健康安全を第一に図りながら、ドバイならではの国際理解教育の更なる推進を重点にしていきたい。

学びの充実を推進する学校

(1) 学力の定着(基礎基本: 転出入児童生徒が困らない学力の保障)

- ・ 児童生徒の特性や個々の躰きに対応する指導を行う。
- ・ 各テスト等の結果を活かした学力向上策に学校全体で取り組む。
- ・ 研究授業を中心に全教員で研修に取り組み、成果を共有する場の設定で授業力向上を目指す。

(2)健康・安全と学習環境の確保

- ・校舎建設の際の児童生徒の安全確認を行う。(日常の動線や行事の際の使用教室等の確認)
- ・児童生徒が集中して学習に専念できるよう可能な限り学習環境を整備する。

(3)国際理解教育の充実

- ・ドバイの特性を活かして、国際理解教育を推進する。
- ・現地校交流等に積極的に取り組む。

(4)生徒指導の充実(基本的な生活習慣の定着)

- ・全教職員で共通意識のもと、生徒指導の3機能(自己の存在感・共感的な人間関係の形成・自己決定の場)を生かし、日常から指導にあたる。

(5)運動能力の向上

- ・体力テストの結果を活用し、体育の時間を充実させるとともに、年間を通じて継続して身体を動かす機会を工夫して設定する。
- ・基本的生活習慣の育成を進め、健やかに学校生活を送れるようにする。

(6)アラビックの学習の充実

- ・授業時数を週4時間にする。
- ・校外学習や行事、校内掲示の工夫等日常からアラビア語に触れる機会を多くする。

(7)個別支援体制の整備

- ・特別支援委員会を中心として学校体制の整備を図り、個別支援のよりよい運用を図る。
- ・特別支援ボランティア活用など、児童生徒に合わせた取組を推進する。

その他

(1)課題の共有

- ・毎朝のミーティング実施(校長、教頭、教務主任、校務主任、事務局長、事務長)
- ・各部やそれぞれの懸案を共有し、共通理解のもとで課題解決を図る。

(2)職場環境づくり

- ・教職員が健康に留意しながら快適に職務に邁進できる人間関係と職場環境をつくる。
- ・働き方改革の理念を念頭に効率的に職務を推進するように努める。

文 部 科 学 省 派 遣 教 員

	職 名	氏 名	担任／主な指導教科等
1	校 長	加藤 達子	学校経営 小理家
2	教 頭	近藤 聖一	総 務 中社
3	教 諭	菅原 儀直	教務主任小中社
4	教 諭	喜多 宣充	校務主任 小理社・中技家
5	教 諭	磯川 祐樹	G1 担任 小国算体
6	教 諭	家倉 由香	G2 担任 小国算体
7	教 諭	堤 さや	G3 担任 小国算体理
8	教 諭	照沼 遼	G4 担任 小国算体 中体
9	教 諭	伊藤 翼	G5 担任 小国算体
10	教 諭	田中 宏伸	G6 担任小国 中国
11	教 諭	萩原 彩乃	G7 担任 小中理
12	教 諭	山口 留美	G8 担任 小 EC 外国語 中英
13	教 諭	佐瀬 光祐	G9 担任 小算 中数
14	教 諭	成岡 浩	副担任 小図 中美
15	教諭	片野 文夫	副担任 小 EC・外国語

現 地 採 用 教 職 員

	職 名	氏 名	指導教科/校務内容
16	講 師	比嘉 明子	音 楽
17	講 師	Jabeen Jamal	EC(英会話)
18	講 師	Lamees Salama	EC(英会話)
19	講 師	Jasmin Kabir	EC(英会話)
20	講 師	Heba Hisham	アラビア語
21	講 師	Nour Waez	アラビア語
22	講 師	Rami Marouf	アラビア語
23	養 護	Shiny George	看 護 師
24	事務局長	前田 裕子	理事会事務
25	事務長	Amal Thabet	KHDA・渉外・アラビア語
26	事務次長	佐藤理保子	経理・庶務・文書管理
27	事 務	江口 智子	経理・会計・事務
28	事 務	Saman Kalubowila	庶務・バス事務・ICT
29	事 務	Maher Khalfaoui	用務・PRO 業務

＜第三者への公開や不当な目的利用のための複写及び複製等を禁止します＞

令和7年度 ドバイ日本人学校教職員分掌組織図



児童生徒数

令和7年5月1日現在

	小 学 部							中 学 部				
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	合計
男子	4	7	4	13	5	6	39	5	4	7	16	55
女子	5	9	14	4	7	10	49	4	4	2	10	59
計	9	16	18	17	12	16	88	9	8	9	26	114

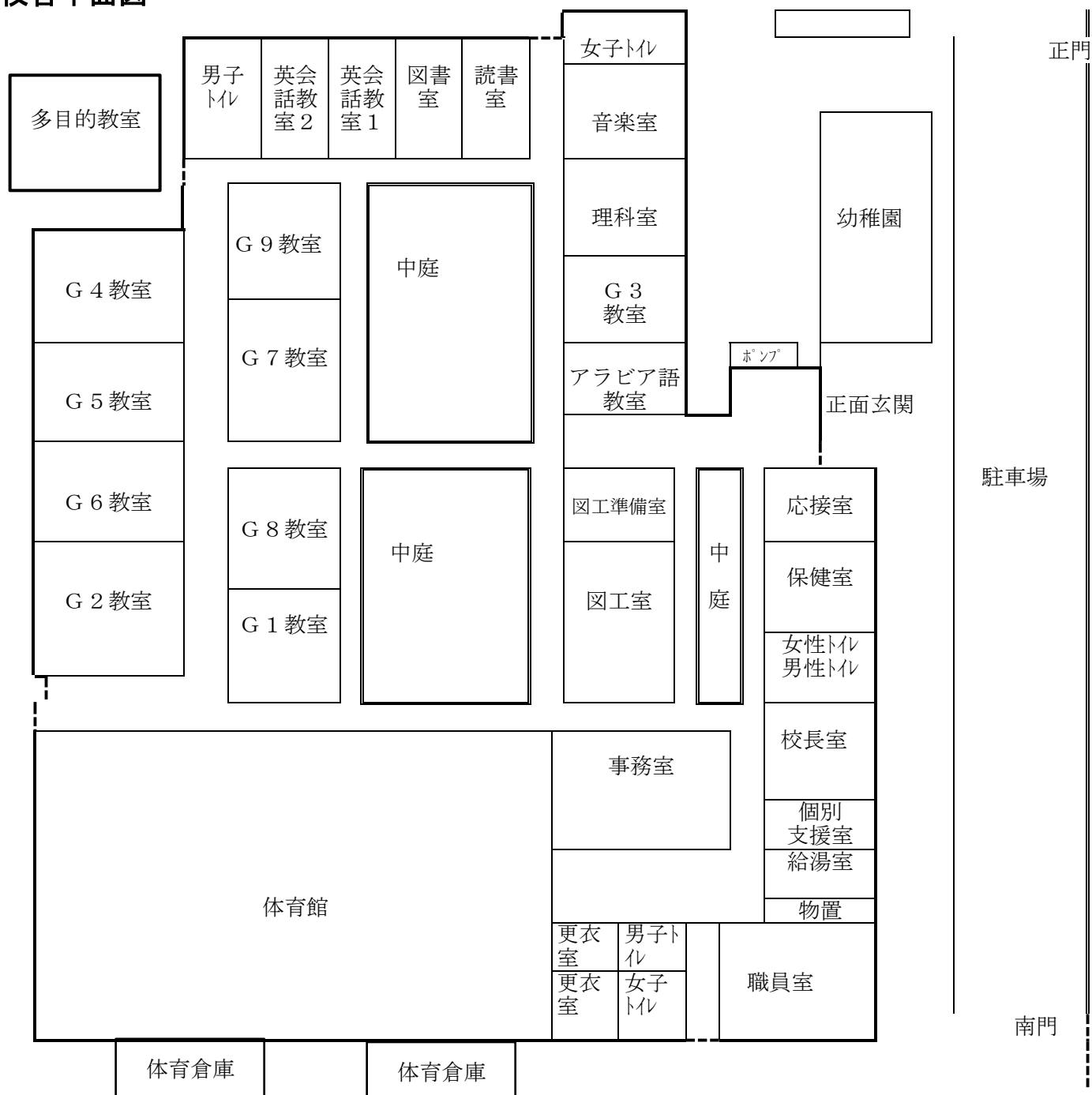
児童生徒数の推移

	小 学 部							中 学 部				
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	小計	1年	2年	3年	小計	合計
昭56	8	11	7	13	2	6	44	4	4	3	11	55
平 元	6	8	6	10	5	5	40	4	2	1	7	47
2	7	7	5	7	8	6	40	6	4	0	10	50
3	4	2	2	2	3	2	15	2	4	2	8	23
4	10	6	4	4	4	3	31	5	3	6	14	45
5	4	11	11	6	4	5	41	1	3	1	5	46
6	12	10	12	13	5	4	56	5	1	2	8	64
7	11	9	13	8	11	8	60	4	3	2	9	69
8	10	7	8	9	7	7	48	5	3	0	8	56
9	10	9	5	8	8	3	43	4	1	2	7	50
10	7	12	8	7	11	8	53	5	3	0	8	61
11	8	13	15	7	8	8	59	7	7	2	16	75
12	8	7	14	13	6	8	56	5	6	3	14	70
13	5	12	6	13	8	3	47	4	2	3	9	56
14	13	2	14	5	11	5	50	4	4	2	10	60
15	7	7	4	8	8	9	43	3	2	5	10	53
16	7	7	6	5	8	7	40	8	3	2	13	53
17	8	10	8	4	8	10	48	6	10	3	19	67
18	11	18	16	11	9	8	73	6	4	7	14	90
19	21	22	23	21	17	10	114	10	5	2	17	131
20	26	26	37	22	24	22	157	13	15	4	32	189
21	29	34	36	37	29	29	194	19	12	13	43	237
22	15	28	29	24	22	17	135	18	11	7	36	171
23	16	12	25	26	27	13	119	11	21	6	38	157
24	14	18	13	22	21	21	109	11	10	14	35	144
25	10	18	21	14	21	21	105	10	11	12	33	139
26	11	11	19	17	15	21	94	10	9	9	28	122
27	16	15	19	14	18	16	98	11	8	11	30	128
28	10	20	19	16	10	12	87	13	3	6	22	109
29	11	16	12	22	11	13	85	12	11	8	31	116
30	15	10	15	12	18	11	81	15	9	10	34	115
令和元	17	18	11	25	20	14	105	10	12	6	28	133
2	15	17	17	14	17	10	90	10	9	9	28	118
3	15	16	17	23	11	20	102	12	12	7	31	133
4	19	12	13	13	22	17	100	18	12	10	40	140
5	17	18	17	15	14	18	99	14	12	11	37	136
6	13	24	21	17	16	13	104	11	13	8	32	136
7	9	16	18	17	12	16	88	9	8	9	26	114
8												
9												
10												
11												

校地・校舎施設設備状況

敷地面積	7, 9 9 1 m ² (グラウンドを除く)
普通教室	9 (小学部 6・中学部 3)
特別教室	1 0 (図工室・図書室・読書室・理科室・音楽室・英会話教室2・アラビア語教室, 個別支援室, 多目的教室)
体育館	1 (7 7 9 m ²)
グラウンド	1 (7, 3 6 2 m ²)
管理棟	9 (校長室・職員室・保健室・応接室・事務室・給湯室・警備員室・ドライバー室・バス添乗員室)
トイレ	3 (男女別ー冷房完備)
冷房施設	全ユニット方式 (体育館ー集中方式7基)

校舎平面図



令和7年度 ドバイ日本人学校グランドデザイン

日本国憲法・教育基本法
等に基づいた教育活動

生きて働く力の育成

地域性・イスラム社会理解
に基づいた教育活動

学校教育目標

笑顔いっぱい 一人ひとりが かがやく学校

自ら考え主体的に判断 (知)

- ・初等中等の一貫した教育
- ・多様な教育活動・ICT活用「個別最適な学び」
- ・個に応じた学習指導
- ・言語力の向上（英語・アラビック）
- ・探求力・問題解決力の育成

他者を思いやる心（徳）

- ・生徒指導の三機能を生かした指導
- ・いじめのない学校・いじめをしないさせない
- ・他者を思いやる言動
- ・国際社会に貢献する志

たくましく活動（体）

- ・「たくましい子」の育成
- ・基本的生活習慣の育成（挨拶・時間・靴並べ）
- ・健康と安全を意識した危機管理意識の育成と実践（身体と心の健康）

共通の実践・行動

具体策・意識の共有

多様な連携・共働

- 確かな力を育む授業改善
- ICTの効果的活用
- 個に応じた指導
- 適切な進路指導

- 積極的な情報発信・情報共有
- 地域資源活用
- 地域への貢献
- 行事を通じた交流

小
中
一
貫
・
幼
と
の
連
携

学びの充
実を推進
する学校

信頼され
期待に応
える学校

日
本
人
会
と
の
連
携
保
護
者

- 児童生徒理解
- 個別支援体制の整備
- 支援の充実（ボランティアの効果的活用）

- 地域理解（イスラム文化）を深める教育活動
- アラビック授業の充実
- 現地校との交流

関係機関との連携（日本領事館・文部科学省・KHDA等）

令和7年度 各教科・総合・道徳および特別活動の年間授業時数										
										ドバイ日本人学校
教科等	標準及び予定時数	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
国語	標準授業時数	306	315	245	245	175	175	140	140	105
	実施予定時数	306	315	245	245	175	175	140	140	105
社会	標準授業時数			70	90	100	105	105	105	140
	実施予定時数			70	90	100	105	105	105	140
算数/ 数学	標準授業時数	136	175	175	175	175	175	140	105	140
	実施予定時数	136	175	175	175	175	175	140	105	140
理科	標準授業時数			90	105	105	105	105	140	140
	実施予定時数			90	105	105	105	105	140	140
生活	標準授業時数	102	105							
	実施予定時数	102	105							
音楽	標準授業時数	68	70	60	60	50	50	45	35	35
	実施予定時数	68	70	60	60	50	50	45	45	45
図画工作/ 美術	標準授業時数	68	70	60	60	50	50	45	35	35
	実施予定時数	68	70	60	60	50	50	45	45	45
家庭/ 技術家庭	標準授業時数					60	55	70	70	35
	実施予定時数					60	55	70	70	50
外国語 (英語)	標準授業時数					70	70	140	140	140
	実施予定時数					70	70	140	140	140
体育/ 保健体育	標準授業時数	102	105	105	105	90	90	105	105	105
	実施予定時数	102	105	105	105	90	90	105	105	105
道徳	標準授業時数	34	35	35	35	35	35	35	35	35
	実施予定時数	34	35	35	35	35	35	35	35	35
学級活動 (特別活動)	標準授業時数	34	35	35	35	35	35	35	35	35
	実施予定時数	34	35	35	35	35	35	35	35	35
総合的な学習	ミナレ・英会話・アラビア語	標準授業時数			70	70	70	70	50	70
	ミナレ	実施予定時数			45	45	45	45	45	40
	英会話	実施予定時数	68	70	70	70	35	35	70	70
	アラビア語	実施予定時数	51	52	52	52	52	52	52	52
	実施予定時数（総合学習小計）		119	122	167	167	132	132	167	162
外国語活動	標準授業時数			35	35					
	実施予定時数			35	35					
総授業時数	標準授業時数	850	910	980	1015	1015	1015	1015	1015	1015
	実施予定時数	969	1032	1042	1077	1077	1077	1132	1132	1142
学校行事等（上記には含まれない）		35	37	37	38	41	38	39	41	42
必要総時数		1004	1069	1079	1115	1118	1115	1171	1173	1184

【特別時間割・特別日課について】

①行事の特別時間割

- ・熱沙祭特別時間割は, 熱沙祭の3週間前からスタートする。(毎日劇練習1時間)
- ・運動会特別時間割は, 運動会の2週間前からスタートする。(毎日体育等1時間)

②ラマダーン特別日課

- ・現地ラマダーン期間中の実施となります。(今年度は2月18日～3月18日の予定)
- ・全学年4校時授業となり, 下校バス時刻は13:30とする。

【生活時程表_{-基本型}】

<G1～G9>

2025年度版

	月～木曜日				金曜日																																																		
登 校	7:30～7:50 (7:50始業)																																																						
朝の会	7:50～ 8:00				7:50～ 8:00																																																		
朝の活動					8:05～ 8:20																																																		
1 校時	8:05～ 8:45				8:25～ 9:05																																																		
2 校時	8:55～ 9:35				9:15～ 9:55																																																		
ドバイタイム	9:35～ 9:55				9:55～10:10																																																		
3 校時	10:00～10:40				10:15～10:55																																																		
4 校時	10:50～11:30				11:05～11:45																																																		
5 校時	11:40～12:20																																																						
昼食・休憩	12:20～13:00				週授業時数 G3は1学期木曜日6時間授業 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年</th><th>月</th><th>火</th><th>水</th><th>木</th><th>金</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>G1</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>6</td><td>4</td><td>28</td></tr> <tr> <td>G2</td><td>6</td><td>6</td><td>7</td><td>6</td><td>4</td><td>29</td></tr> <tr> <td>G3</td><td>6</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>4</td><td>31</td></tr> <tr> <td>G4</td><td>6</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>4</td><td>31</td></tr> <tr> <td>G56</td><td>8</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>4</td><td>33</td></tr> <tr> <td>G789</td><td>8</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>4</td><td>33</td></tr> </tbody> </table>		学年	月	火	水	木	金	合計	G1	6	6	6	6	4	28	G2	6	6	7	6	4	29	G3	6	6	7	8	4	31	G4	6	6	7	8	4	31	G56	8	6	7	8	4	33	G789	8	6	7	8	4	33
学年	月	火	水	木	金	合計																																																	
G1	6	6	6	6	4	28																																																	
G2	6	6	7	6	4	29																																																	
G3	6	6	7	8	4	31																																																	
G4	6	6	7	8	4	31																																																	
G56	8	6	7	8	4	33																																																	
G789	8	6	7	8	4	33																																																	
6 校時	①13:05～13:45																																																						
7 校時	②13:55～14:35																																																						
8 校時	③14:45～15:25																																																						
帰りの会	①13:50～14:00 6時間授業の場合 ②14:40～14:50 7時間授業の場合 ③15:30～15:40 8時間授業の場合				11:50～12:00																																																		
放課後学習	②14:55～15:20				←水曜日のみ																																																		
下校バス		月	火	水	木	12:15 ※5分前乗車完了																																																	
	①14:15	G1～4 DJK	G1～9 DJK	G1 DJK	G1～2 G3 ₁ 学期 DJK																																																		
	②15:30			G2～9																																																			
	③15:55	G5～9			G4～9 G3 ₂ 学期～																																																		
※5分前乗車完了																																																							

ドバイ日本人学校 学校規則

第1章 学校設置の目的

第1条 在アラブ首長国連邦・ドバイ及びU. A. E. 北部日本人会は同地域に滞在する日本国籍を有する子女及び第5章に定める学校運営理事会が認める子女に対し、アラブ首長国連邦の文化、国情等を理解し、将来を通じ友好の実を上げるとともに、帰国後ただちに日本の教育制度を継続して受けることができるように、全日制日本人学校を設置する。

第2章 名 称

第2条 ドバイ及びU. A. E. 北部日本人会が設置する全日制日本人学校を「ドバイ日本人学校」と称し、下記の通りミニシパリティに登録する。

アラビア語



P. O. BOX 7149, DUBAI - U. A. E. TEL : 04-3449119

第3章 設置管理基準

第3条 この学校は、在アラブ首長国連邦・ドバイ及びU. A. E. 北部日本人会がドバイ首長国内に設置し、その運営には第5章に定める運営理事会があたり、校長は別に定める規定に基づき教育運営にあたる。

- 1 運営理事長はドバイ及びU. A. E. 北部日本人会の総会によって選出された教育部長がこれにあたる。
- 2 校長は日本国文部科学省派遣校長がこれにあたる。
- 3 学校はドバイ首長国 アル・サファ P. O. BOX 7149 に設置する。
- 4 運営理事会事務局は学校内に理事会室を設置し、ここに定める。

第4条 この学校は昭和47年2月10日付の日本国文部省令第2号に基づき、在外子女教育施設としての機能を果たすものであり、教育課程の編成、実施、評価、改善に関わる教育経営は、日本国教育基本法及び関連法令に基づき、指導内容については日本国の学習指導要領に準拠するものとする。

ただし、指導内容についてはドバイ首長国の認可基準を考慮した内容を組み入れるものとする。

第4章 設置管理基準

第5条 修業年数は、小学部6年、中学部3年とする。

第6条 学年年度は、4月1日より翌年3月31日とする。

学期は3学期制とし、学期の始まり、終わりは学校において定める。

第7条 休業日は次のように定める。

- 1 アラブ首長国連邦の定める祝祭日
- 2 学年始休業日 毎年の暦に応じて別途学校にて定める。
- 3 夏季休業日 同上
- 4 年末年始休業日 同上
- 5 学年末休業日 同上
- 6 日本の祝日の中から 別途学校にて定める。
- 7 毎週土・日曜日 授業確保のため、弾力的運用をする。

第5章 運営理事会の設置

第8条 学校の施設の設置ならびに現地採用教職員の管理運営に関する審議決定と執行のために運営理事会を設置する。

第9条 運営理事会は、次の会務を行う。

- 1 学校予算及び決算に関すること。
- 2 学校財産の管理に関すること。
- 3 資金管理及び寄付金、借入金に関すること。
- 4 物品の取得、借用、処分に関すること。
- 5 渉外、広報に関すること。
- 6 現地採用教職員の任免及び人事服務に関すること。

- 7 学校運営に関する規則の制定、改廃に関すること。
- 8 その他教育活動以外の学校運営に関すること。

第6章 学校職員

第10条 学校には、校長、教頭、教諭、講師、看護師、事務局長、事務長、事務職員、校務員、運転手を置くことができる。

- 1 校長は校務を掌り、所属教員を監督し、任免について具申するとともに、児童生徒の教育を推進する。
- 2 校長は、第4条に定める規則に基づき教員課程を編成し、その管理運営のための校務を分掌させることができ、必要に応じ主任等を置くことができる。
- 3 教頭は校長を助け、校務を整理し、必要に応じ児童生徒の教育を掌る。
- 4 教頭は、校長に事故あるときは、その職務を代理し、校長が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 教諭は、校長の指示監督のもとに、児童生徒の教育を掌る。
- 6 講師は、校長の指示監督のもとに、教育課程の必要部門についての指導にあたる。
- 7 看護師は、児童生徒の養護を掌る。
- 8 事務局長は、学校運営理事会理事長から任命され、学校運営理事会が担う学校の管理の実務を行う。
- 9 事務長は、事務局長を助け、学校管理実務を整理する。
- 10 事務職員は、事務局長の指示監督のもとに、職務に従事する。
- 11 校務員は、事務局長の指示監督のもとに、職務を遂行する。運転手も同様である。

第11条 校長と事務局長は相談の上、必要に応じ、文部省派遣教員のほか、現地で教職員として適切な条件を備えているものを、運営理事会の承認を得て、採用することができる。

第12条 学校職員の服務については別に規定する。

第7章 管 理

第13条 校長は、校務を円滑に運営するために、第10条に基づき必要な分掌を組織し、次の表簿を備える。

- 1 学校規則
- 2 教育課程管理運営関係
 - ・教育課程編成基準 ・年間指導計画 ・学年学級編成簿 ・学習指導要録
 - ・学級担任、教科担任一覧表
- 3 教員管理関係
 - ・教職員名簿 ・履歴書 ・出勤簿 ・休暇処理簿
- 4 児童生徒の累計に関わる表簿
 - ・児童生徒の身体に関わる表簿 ・在学証明 ・出席簿 ・卒業及び修了証書台帳
 - ・編入退学簿
- 5 その他の表簿
 - ・公文書関係表簿
 - ・教材備品台帳 ・沿革史

第14条 事務局長は、学校管理業務を円滑に運営するために、第10条に基づき必要な分掌を組織し、次の表簿を備える。

- 1 学校規則
- 2 現地採用教職員管理関係
 - ・教職員名簿 ・契約書 ・履歴書 ・出勤簿 ・休暇処理簿 ・給与及び賞与
- 3 その他の表簿
 - ・施設備品台帳 ・校務会計に関する表簿 ・政府援助関係表簿 ・沿革史
 - ・通学バス運営関係表簿 ・派遣教員支援に関わる表簿 ・理事会関係表簿

第8章 教育運営

第1節 評価・修了卒業の認定

第15条 評価は、日本国教育関係諸法規に準拠して行い、学習指導要録に記録し、法規にあわせて保存する。

- 第16条 校長は、日本国教育関係諸法規に準拠して、小学部及び中学部の所定の課程を修了した者に対して卒業証書を授与する。
- 第18条 校長は、日本国教育関係諸法規に準拠して、該当する学年の課程を修了した者に対して修了証書を授与する。
- 第2節 学齢入学・編入学・退学
- 第19条 小学部への入学学齢については、日本国法令に基づく学齢とする。
- 第20条 中学部への入学は、本校及び他の日本人学校、日本国内において小学校6年の課程を修了したと認められる者とする。
- 第21条 第20条の規定にかかわらず、学校長は、国際学校またはそれに類する学校において当該する学年の課程を修了したと認められる者に対し、一定の試験を課し、その結果に相当する学年への編入学を行える。
- 第22条 日本国内及び在外教育施設の在学証明書を有する者に対して、校長は当該する学年への編入学を行える。
- 第23条 校長は、他の在外教育施設及び日本国内の小学校または中学校への編入学を希望する者に対しては、当該する学年の在学証明書を交付しなければならない。
- 第24条 日本国の法令に基づいて設置される義務教育課程の学校に準じて、校長は、原則、児童生徒の退学は行えない。
但し、授業料を滞納した場合、滞在許可がない場合は、訴訟措置等と退学の対象となるものとする。
また、規範意識を育む指導やきめ細かな教育相談等を継続してもなお、改善が見られず、性行が悪く、他の児童生徒への影響がある者に対し、運営理事会の許可を得て、退学の措置を行う。退学の措置に係る規定は、別にこれを規定する。
- 第26条 入学・編入学にあたってはドバイ及びUAE北部日本人会に入会していなければならない。また、学校の教育活動を支える保護者の会に入会しなければならない。
- 第4節 教育課程
- 第27条 校長は、日本国文部科学省が告示した学習指導要領に準拠する教育課程を編成し、文部科学省に届けなければならない。教育課程は別表として示すこととする。
- 第5節 教科書・準教科書
- 第28条 本校で使用する教科書は、日本国文部科学省が採択をし、支給したものを使用する。
- 第30条 準教科書、教材及び副読本等については校長が採択する。
- 第9章 賞 罰
- 第31条 校長は、日本国学校教育法第26条の規定に準拠し、それが教育的効果があると判断したとき、性行が著しく悪く、他の児童生徒への影響がある者に対し、一定期間の出席停止を命令することができる。出席停止の期間については、別にこれを規定する。
- 第32条 校長は、学習や行動に努力し、他の範とすべき児童生徒に対しての内規を設け、賞を与えることができる。
- 第33条 校長は、本規則第6章第10条1項の規定に基づき、別に定める服務規程及び日本国国家公務員法、教育公務員特例法に準拠し、職員の服務に関して、定期的に在ドバイ日本国総領事館を経由して文部省に報告する。また必要ある時は、臨時に文部科学省に報告するほか運営理事会に報告する。
- 第10章 雑 則
- 第34条 学校は、第13条に定める表簿のうち、次の表簿は当該各項に定める期間保存しなければならない。
- | | |
|------------|--------|
| 1 学校沿革史 | 永年 |
| 2 卒業証書授与台帳 | 永年 |
| 3 職員人事記録 | 20年間 |
| 4 児童生徒指導要録 | 5・20年間 |
| 5 設備・備品台帳 | 永年 |
| 6 校歌原譜 | 永年 |
| 7 学校日誌 | 5年間 |
| 8 その他の表簿 | 5年間 |
- 第11章 財 務
- 第35条 財務については、別に財務規定をもって定める。

第12章 免責事項

- 第36条 学校管理下における活動時の事故・災害の発生に対しては、海外学校傷害保険（海外子女教育振興財団）に加入のうえ、安全の措置を講ずるものとし、日本国の国家賠償法を含むその他いかなる法律も適用されない。
- 第37条 学校における職員個人と保護者との間で紛争が生じた場合、KHDAの「学校-保護者間契約書」で定めた手続きによって解決する。かかる職員は、最大限の対応をもって紛争解決に向けて努力するが、その責は負わないものとする。

第13章 改 廃

- 第38条 この規則は、運営理事会において改定することができる。但し、全理事の過半数の賛成を要する。

第14章 付 則

- 第39条 この規則は、昭和55年8月31日より施行する。
この改正は、昭和63年11月1日より施行する。
- 同 平成2年3月8日より施行する。
- 同 平成5年4月1日より施行する。
- 同 平成5年11月1日より施行する。
- 同 平成15年4月1日、第7条を改訂施行する。
- 同 平成19年4月1日、第7条、第10条7項を改訂施行する。
- 同 平成27年4月1日より第23条を改訂施行する。
- 同 平成27年8月1日より第1条を改訂施行する。
- 同 平成28年8月1日より第12章を追加施行する。
- 同 平成29年4月1日より第24条を追加施行する。
- 同 平成31年4月1日より第17条、第25条、第29条を削除、第26条、第28条を改訂施行する。
- 同 令和2年4月1日より第26条を改訂施行する。
- 同 令和4年5月30日より第24条を改定施行する。
- 同 令和5年9月25日より第10条、11条を改訂施行し、新たに14条を設置する。これに伴って、旧14条以降の条目数を1つずつ加数する。
- 同 令和6年11月1日より、第24条、第31条を改訂施行する。

ドバイ日本人学校運営理事会規則

《目的》

第1条 ドバイ日本人学校規則第8条及び第9条の規定に基づき、学校運営のための理事会を設ける。

《呼称》

第2条 第1条に規定する理事会は、ドバイ日本人学校運営理事会と称する。（以下の条文では理事会という。）

《構成》

第3条 理事会は、名誉理事、理事長、副理事長、理事、オブザーバーおよび理事長が委嘱した若干名をもって構成する。

- 1 名誉理事は、在ドバイ日本国総領事とする。ただし、第11条に規定する議決権は有しない。
- 2 理事長は、ドバイ日本人会の教育部長がその任にあたる。副理事長はドバイ日本人会の教育部副部長の内日本人学校運営チーム長を担う者がその任にあたる。
- 3 理事会の参加者は次の通りとする。
 - ① ドバイ日本人会会長
 - ② ドバイ日本人会教育部副部長（第4条に示す各専門チームのチーム長を務める）
 - ③ ドバイ日本人学校校長
 - ④ ドバイ日本人学校教頭
 - ⑤ ドバイ日本人学校保護者の会会長
 - ⑥ ドバイ日本人幼稚園園長
- 4 オブザーバーは、在ドバイ日本国総領事館の担当者、ドバイ日本人学校の教務主任、必要な若干名をもって充てる。なお、オブザーバーは第11条に規定する議決権を有しないが、理事会の運営に当たって必要な助言等を行うことができることとする。

《専門チーム》

第4条 理事会には、次の専門チームを設置し、ドバイ日本人会教育部副部長からチーム長を互選し、それぞれの業務執行を担当する。理事会は必要に応じ各チームの担当を指名することが出来る。

- 1 日本人学校運営
- 2 日本人幼稚園運営
- 3 人事・総務
- 4 会計
- 5 施設耐久備品

各チームの業務内容は、別に定める。

《理事の任期・欠員補充》

第5条 理事の任期は、学校年度とし、4月1日より翌年3月31日までとする。但し、再任は妨げない。欠員を生じた時は、速やかに理事長は、第3条に基づき補充する。

《理事長の職務》

第6条 理事長は理事会の議長を務め会務を総括する。

《副理事長の職務》

第7条 副理事長は理事長を補佐し、理事会の審議を促進する。理事長不在の時は、その職務を代行する。また、日本人学校運営チーム長を兼ねる。

《理事の職務》

第8条 理事は議案審議のほか、担当する専門チームの業務を理事会の決定に従って執行する。

《理事長の理事会招集権・記録》

第9条 理事会は理事長が招集し、その審議事項については記録を保管する。このため理事長は事務局長を書記として委嘱する。なお、書記は理事会終了後速やかに議事録を整理し理事会メンバーに配布する。また、理事会は全理事の2/3以上の参加をもって開催とする。

《理事会の開催》

第10条 理事会は必要に応じて開催するが、理事3名以上もしくは校長より要求があった場合には、理事長は、これを招集しなければならない。

《議決権》

第 11 条 理事会の審議事項は、理事長、副理事長および理事が議決権を持つこととし、これらのうち理事会に参加する過半数をもって議決する

《審議事項》

第 12 条 理事会は次の事項を審議し、その執行は専門チームに付託する。

- 1 学校予算及び決算に関すること。
- 2 学校財産の管理に関すること。
- 3 資金管理及び寄付金・借入金に関すること。
- 4 物品の取得・借用・処分に関すること。
- 5 渉外・広報に関すること。
- 6 現地採用教職員の任免及び人事・服務に関すること。
- 7 学校運営に関する規則の制定、改廃に関すること。
- 8 その他教育活動以外の学校運営に関すること。

《業務の専決》

第 13 条 理事長は理事会の承認を経て、その業務の一部をそれぞれの担当理事・校長に専決させることができる。

《監事の委嘱》

第 14 条 理事長は監事 1 名をドバイ日本人会会員より選考委嘱する。理事は監事を兼任できる。

《監 査》

第 15 条 監事は学校財産・予算の執行・会務の執行を監査し、理事会に報告する。

《規則の改定》

第 16 条 この規則は理事会において改訂できる。

《付則》

第 17 条 この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日に制定し、昭和 58 年 4 月 1 日に改訂施行する。

昭和 63 年 12 月 1 日、第 3 条 2 項、同 3 の 4、第 14 条を改訂施行する。

平成 7 年 4 月 1 日、第 3 条 1 項、同 3 の 1、同 3 の 2、第 9 条、第 12 条 6 項を改訂施行する。

平成 15 年 4 月 1 日、第 4 条 4 項、第 12 条 9 項を改訂施行する。

平成 19 年 4 月 1 日、第 3 条 2 項、同 3 の 3、第 5 条、第 14 条を改訂施行する。

平成 23 年 4 月 1 日、第 3 条 2 項、第 4 条、第 14 条を改訂施行する。

平成 31 年 4 月 1 日、第 3 条 2 項及び 3 項、第 4 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 12 条、第 14 条を改訂施行する。

令和 3 年 5 月 30 日、第 3 条 3 項及び、4 項を改訂施行する。

令和 4 年 4 月 30 日、第 3 条 1 項、2 項、3 項、4 項、第 4 条、第 5 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 13 条、第 14 条を改訂施行する。

令和 7 年 5 月 2 日、第 3 条 第 3 項、第 4 項を改訂施行する。

ドバイ日本人学校運営理事会規則細則

- 第1条 この規則は在アラブ首長国連邦ドバイ日本人学校運営理事会の規則の具体的運用を図るため設ける。
- 第2条 理事長は必要に応じて運営理事会内に事務局を置き、事務局長と事務局員を置くことができる。
- 第3条 事務局はドバイ日本人学校に設置する。
- 第4条 事務局長は運営理事会審議事項・運営事項のすべての連絡調整を図る。
- 第5条 事務局は次の業務を行う。
- 1 理事会審議及び運営の円滑を期して、これを補佐し、あるいは会議のための設営・諸連絡・資料の作成、その他の準備を行う。
 - 2 理事会審議及び運営に関する資料の保管。
 - 3 理事会記録の保管。
 - 4 授業料・入学金の徴収。
 - 5 授業料の払い戻し。
- ＊学期途中転出者への授業料返金額は以下のように計算される。
- ・ 学年度の開始前に支払われた授業料は返金される。入学/編入学費のみが差し引かれる。
 - ・ 児童生徒が2週間以内に学校に在籍した場合、1か月分の授業料が差し引かれる。
 - ・ 児童生徒が2週間から1か月の範囲で学校に在籍した場合、2か月分の授業料が差し引かれる。
 - ・ 児童生徒が1か月以上学校に在籍していた場合、授業料は全額差し引かれる。
- 第6条 理事会規則第12条の規定に基づき、各専門チームは次の通りの業務の執行を分担する。
- | | |
|---------|--------------------------------------|
| 日本人学校運営 | 日本人学校の運営管理 |
| 日本人幼稚園 | 日本人幼稚園の運営管理、予算策定、収入及び支出並びに経理業務に対する監査 |
| 人事・総務 | 日本人学校の現地採用教職員の人事管理、渉外、校園施設開放委員会主催 |
| 会計 | 日本人学校の予算策定、収入及び支出並びに経理業務に対する監査 |
| 施設耐久備品 | 学校財産（固定資産及び耐久備品）の取得管理 |
- 第7条 この規則は昭和55年4月1日に制定し、昭和58年4月1日に改訂施行する。
- 昭和59年7月7日、第5条5項を追加し施行する。
- 昭和61年4月17日、第5条4項・6項を追加し施行する。
- 平成7年5月28日、第5条5項を改訂施行する。
- 平成15年4月1日、第5条4項、5項、第6条を改訂施行する。
- 平成23年4月1日、第6条を改訂施行する。
- 平成31年4月1日、第6条を改訂施行する。
- 令和4年12月19日、第5条5項を改訂施行する。第6項を削除する。

ドバイ日本人学校 財務規則

第1章 総則

第1条 この規則はドバイ日本人学校規則第6章財務規定に基づき制定され、学校財産の取得、廃棄ならびに収入、支出の財務について定める。

第2条 理事長はこの規定に関わる細目をその責任と権限において定めることができる。

第2章 財産

第3条 この規則で定める財産とは、固定資産及び耐久備品をいう。

第4条 固定資産を次のように定める。

- 1 構築物
- 2 車両
- 3 遊具等をさし、耐久年数1年以上1件10万円以上のものをいう。

第5条 耐久備品を次のように定める。

- 1 机、椅子、戸棚、応接セット、ロッカー、寝台の家具類
- 2 冷房機、冷蔵庫、TV、掃除機等の機械類
- 3 教材備品
- 4 複写機等の事務機器をさし耐久年数3年以上のものをいう。

第6条 第4条の固定資産を取得し廃棄するときは、あらかじめ理事会の承認を要する。

第7条 固定資産は資産台帳に記載し、耐用年数に応じ減価償却をおこなう。

第8条 耐久備品は備品台帳に記載し保管する。

第9条 収入は次の費目に分ける。

- 1 日本国政府国庫補助金
- 2 寄付金
- 3 入学金
- 4 授業料
- 5 借入金
- 6 雑収入
- 7 繰越金

第10条 入学金・授業料を次のように定める。

- 1 入学金 金額は、別途定める。
- 2 授業料 同上

入学金は入学後の授業料徴収時に納入し、授業料と通学バス利用費は原則として年3回に分割して納入する。

第11条 第10条に定める通学バス利用費、授業料は長期休業時も徴収する。

第12条 平成14年4月1日、第10条2項を改訂施行する

平成15年4月1日、第9条9項、第10条3項、第11条を改訂施行する

平成16年9月1日、第10条2項、3項を改訂施行する

平成19年4月1日、第10条を改訂施行する。

平成31年4月1日、第9条を改訂施行する。

令和5年5月29日、第10条3項を改訂施行する。

役 職	氏 名	勤務先
名誉理事	今西 淳	在ドバイ日本国総領事館 総領事
理事	齋藤 創太	日本人会会長 SHARP
理事長	岩田 一誠	エクセディ
理事長補佐		
副理事長	宮西 英雄	三菱重工業
理事	渡辺 大輔	Niterra
〃	為澤 浩史	ヤマハ
〃	袖山 賢太郎	ENEOS
〃	森本 健介	JTEKTセールス
〃	高林 謙一	トヨタ
〃	米川 昌弘	日本人学校保護者の会会長
〃	加藤 達子	日本人学校長
〃	近藤 聖一	日本人学校教頭
事務局長	前田 裕子	日本人学校運営理事会事務局
オブザーバー	星 修一	在ドバイ日本国総領事館 領事
〃	執行 まゆみ	日本人幼稚園長

歴代名誉理事・理事長・校長一覧

歴代名誉理事

	氏 名	所 属 (役 職)	在 任 期 間
初 代	村 田 良 平	在アラブ首長国連邦駐割大使	昭和55年4月～昭和55年11月
第2代	中 平 立	在アラブ首長国連邦駐割大使	昭和55年11月～昭和58年9月
第3代	野見山 修 一	在アラブ首長国連邦駐割大使	昭和58年9月～昭和61年6月
第4代	片 倉 邦 雄	在アラブ首長国連邦駐割大使	昭和61年10月～平成元年7月
第5代	米 山 揚 城	在アラブ首長国連邦駐割大使	平成元年8月～平成4年6月
第6代	渡 辺 伸	在アラブ首長国連邦駐割特命全権大使	平成4年9月～平成7年1月
第7代	目 黒 孝 敏	在ドバイ日本国総領事	平成7年1月～平成9年6月
第8代	西 川 清	在ドバイ日本国総領事	平成9年8月～平成13年4月
第9代	塩 尻 宏	在ドバイ日本国総領事	平成13年4月～平成15年4月
第10代	矢 川 文 洋	在ドバイ日本国総領事	平成15年5月～平成16年3月
第11代	乳 井 忠 晴	在ドバイ日本国総領事	平成16年3月～平成18年5月
第12代	小 林 弘 裕	在ドバイ日本国総領事	平成18年6月～平成21年9月
第13代	大 塚 聖 一	在ドバイ日本国総領事	平成21年9月～平成22年2月
第14代	足 木 孝	在ドバイ日本国総領事	平成22年3月～平成24年3月

第15代	松 永 大 介	在ドバイ日本国総領事	平成24年3月～平成26年8月
第16代	道 上 尚 史	在ドバイ日本国総領事	平成26年8月～平成29年5月
第17代	梅 澤 彰 馬	在ドバイ日本国総領事	平成29年6月～令和2年8月
第18代	関 口 昇	在ドバイ日本国総領事	令和2年8月～令和5年9月
第19代	今 西 淳	在ドバイ日本国総領事	令和5年9月～在職中

歴代理事長

	氏 名	所 属	在 任 期 間
初 代	木 暮 浩 明	伊藤忠	昭和55年4月～昭和56年3月
第2代	三 木 泰 久	三洋貿易	昭和56年4月～昭和57年3月
第3代	山 田 徹 二	ジュマアルマジット社	昭和57年4月～昭和59年3月
第4代	久保田 博 政	トヨタ自動車	昭和59年4月～昭和60年3月
第5代	市 橋 忠 政	三菱商事	昭和60年4月～昭和60年8月
第6代	高 橋 一 郎	川崎汽船	昭和60年9月～昭和61年3月
第7代	市 橋 忠 政	三菱商事	昭和61年4月～昭和62年3月
第8代	浜 田 重 臣	丸紅	昭和62年4月～昭和63年10月
第9代	岡 田 一 茂	伊藤忠	昭和63年11月～平成2年3月
第10代	永 島 胤 明	丸紅	平成2年4月～平成3年3月
第11代	中 谷 勝	ニチメン	平成3年4月～平成4年3月
第12代	松 原 佳 彦	伊藤忠	平成4年4月～平成5年3月
第13代	多 木 昭 久	兼松	平成5年4月～平成6年3月
第14代	板 東 鋭 一	丸紅	平成6年4月～平成7年3月
第15代	中 村 英 隆	三菱商事	平成7年4月～平成8年3月
第16代	小手川 龍 吾	伊藤忠	平成8年4月～平成9年3月
第17代	内 藤 義 弘	日商岩井	平成9年4月～平成11年3月
第18代	福 田 克 彦	中東日産	平成11年4月～平成12年3月
第19代	今 中 栄 二	シャープ	平成12年4月～平成13年3月
第20代	加 藤 好 朗	三菱電機	平成13年4月～平成14年3月
第21代	新 徳 真	三井物産	平成14年4月～平成15年3月
第22代	山 田 敬 三	中東日産	平成15年4月～平成16年3月
第23代	加 来 竜 三	三井住友海上	平成16年4月～平成17年3月
第24代	野 村 富 美 男	三井物産	平成17年4月～平成18年3月

第25代	藤 井 高 明	富士通ゼネラル	平成18年4月～平成19年3月
第26代	富 田 祐 司	日立製作所	平成19年4月～平成19年7月
第27代	長 島 真	日立製作所	平成19年7月～平成20年3月
第28代	志 村 洋	MAZDA	平成20年4月～平成21年3月
第29代	三 浦 修	ソニーゴルフ	平成21年4月～平成22年3月
第30代	唐 沢 敏 和	コマツ	平成22年4月～平成23年3月
第31代	佐 久 間 章 一	ブリヂストン	平成23年4月～平成24年3月
第32代	内 田 俊 一	ホンダ	平成24年4月～平成25年3月
第33代	岡 田 修 司	ソニー	平成25年4月～平成26年3月
第34代	大 嶋 浩 一 郎	東芝ゴルフ	平成26年4月～平成23年3月
第35代	小 池 大 輔	中東日産	平成26年4月～平成27年3月
第36代	守 沖 敦	新日鐵住金	平成28年4月～平成29年3月
第37代	伊 藤 友 介	住友商事	平成29年4月～平成30年3月
第38代	國 兼 康 男	三菱商事	平成30年4月～平成31年3月
第39代	八 百 谷 康 平	三菱UFJ銀行	平成31年4月～令和2年3月
第40代	守 沖 敦	日本製鉄	令和2年4月～令和2年8月
第41代	長 南 隆	日本製鉄	令和2年8月～令和3年3月
第42代	土 井 利 尚	川崎重工業	令和3年4月～令和4年3月
第43代	岸 本 泰 明	タダノ	令和4年4月～令和5年3月
第44代	清 宮 貴 司	カシオ	令和5年4月～令和6年3月
第45代	澁 谷 博 幸	パナソニック	令和6年4月～令和7年3月
第46代	岩 田 一 誠	エクセディ	令和7年4月～在職中

歴代校長

	氏 名	所 属	在 任 期 間
初 代	星 野 和 雄	北海道	昭和55年4月～昭和58年3月
第2代	川 合 徹 雄	新 潟	昭和58年4月～昭和61年3月
第3代	川 上 宏	北海道	昭和61年4月～平成元年3月
第4代	菅 芳 弘	宮 崎	平成元年4月～平成4年3月
第5代	栗 本 史 郎	大 阪	平成4年4月～平成7年3月
第6代	井 戸 正 巳	福 岡	平成7年4月～平成10年3月
第7代	備 前 泰 宏	大 阪	平成10年4月～平成13年3月

第8代	北 田 徹	大 阪	平成13年4月～平成16年3月
第9代	日 向 光 徳	香 川	平成16年4月～平成18年3月
第10代	江 藤 邦 博	福 岡	平成18年4月～平成20年3月
第11代	鈴 木 史 良	静 岡	平成20年4月～平成23年3月
第12代	長 嶺 将 範	沖 縄	平成23年4月～平成26年3月
第13代	岡 村 修	高 知	平成26年4月～平成29年3月
第14代	山 本 明 彦	東 京	平成29年4月～令和元年7月
第15代	和 田 政 男	岩 手	令和元年10月～令和5年3月
第16代	加 藤 達 子	北海道	令和5年4月～在職中

友との歌

作詞・作曲 高村晴男
(平成 7～9 年度派遣教員)

友がここにいる ぼくもここにいる
けんかもするけど 夢もみんなちがうけど
君がここにいる だからぼくもいる
力がわいてくる みんなひとりじゃないよ
いつか飛び出すのさ 世界へ大きく
ああ風をうけて ああ 瞳をとじてごらん
見えるよ 未来が ああ

《創立 20 周年記念の歌》

君といっしょに

作詞・作曲
平成 12 年度児童生徒一同

まぶしい太陽 砂漠広がるここドバイ
遠くはなれたこの町で 君と出会えてよかったよ
いきいき学ぶ みんなゆかいなわが学校
いろんなことにチャレンジし 思い出いっぱいつくろうよ
さあ手をつないで 明日への一歩ふみだそう
心配なんかいないよ 今日から仲間さ

暑さに負けず 元気はつらつドバイっ子
たとえ悲しい時にでも チームワークでのりこえよう
ふきだす汗は すぐにかわいてしまうけど
君とぼくらの友情は いつまでも消えぬ宝物
さあ手をつないで 輝く未来へふみだそう
心配なんかいないよ 今日から仲間さ
さあ手をつないで 明日への一歩ふみだそう
心配なんかいないよ 今日から仲間さ